

避難情報の判断・伝達マニュアル（水害・土砂災害）

令和3年10月
御代田町

1 総則

- (1) このマニュアルは、「御代田町地域防災計画」に基づき、水害・土砂災害により、住民等の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合に、災害がおよぶと予測される地域の住民に対して町長が行う、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、及び災害が発生・切迫した地域の住民に対して町長が行う【警戒レベル5】緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令を適時・適切に遅滞なく実施することを目的とする。
- (2) このマニュアルは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、災害時における避難情報の発令に際して「どのような状況で発令すべきか」、「どの地域を対象として発令すべきか」といった判断基準及びその伝達方法等について、具体的に定めたものである。
- (3) このマニュアルは、現時点での知見に基づき作成したものである。今後の運用実態や新たな技術・知見を踏まえ、適切な時期に見直すものとする。

2 避難行動

町は、居住者等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が発生する危険性が高まった事態の進行や状況に応じて、避難情報を発令する。一方、自然災害に対しては、居住者等は行政に依存し過ぎることなく「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる必要がある。

居住者等は、自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、屋内での安全確保が良いのかなどについて、あらかじめ確認・認識しておく必要がある。また、町からの指示だけでなく、土砂災害警戒区域等以外であっても自らの判断により適切な避難行動を取ることが必要である。

町はこれらを踏まえて、避難情報の判断・伝達が適切に行えるような体制を予め整備しておかなければならない。

(1) 避難の原則

①災害警戒 → ②被害予測 → ③避難指示等 → ④避難完了 → ⑤災害発生

(2) 避難行動についての基本的な3つの考え方

ア. 避難情報を活用した居住者等の確実な避難

- ・災害発生時刻を予測して、避難情報を発令する。
- ・避難に要する時間を考慮した上で、避難情報を発令すべき時刻を予め設定する。（高齢者、障がい者など支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）など、避難に時間を要する人も考慮する）。

イ. 避難行動における安全の確保

- ・居住者等は、災害危険（発生）箇所を避けて避難する。
- ・町は、入手した災害情報（土砂流出、道路崩壊等の状況）を住民に伝達する。

ウ. 真に切迫した状況では、生命を守る最低限の避難行動の選択

- ・危険が切迫している場合、居住者等はとりあえず安全な場所へ逃げる。
(例) より堅牢な建物へ／建物の上階へ／斜面からより遠い建物（部屋）へ

3 避難所の開設・運営方針と対応

指定する避難所のうち、基本的に開設する避難所は、公共施設で指定している、小中学校体育館、B&G 海洋センター、エコールみよた等を避難所として開設する。

区が管理している公民館等については、必要に応じて、町から開設を依頼し、初動対応を依頼する。なお、避難が長期化する場合等は職員を派遣する。また、必要に応じて各区で自主避難所として開設していただく。

また、分散避難の観点から、町が開設する避難場所への避難のみではなく、安全な知人・親戚宅、ホテル・旅館への避難、自宅での安全確保についても引き続き、広報していく。

4 避難情報発令時の状況と災害発生予測との関係

発令区分	発令時の状況	住民等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫	<p>○命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	<p>○危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	<p>○危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（※）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 （※）避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨注意報 洪水注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	<p>○自らの避難行動を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (警報級の 可能性) (気象庁が発表)	今後気象状況悪化 のおそれ	<p>○災害への心構えを高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

5 水害

(1) 流域雨量指数の予測値に基づく避難すべき地域

流域雨量指数の予測値（湯川、繰矢川、濁川）に基づく避難対象地域は以下のとおり（流域雨量指数の予測値の格子よりも下流については洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）を参考に絞り込む）。

河川ごとの流域雨量指数の予測値は気象庁ホームページで確認できる。

(https://www.jma.go.jp/bosai/floodindex/#area_type=offices&area_code=200000)

なお、避難場所等は「3 避難所の開設・運営方針と対応」に基づき開設する。

令和3年6月8日現在

河川名	流域雨量指数			避難対象区域	
	警報発表基準値 (基準Ⅱ)	複合基準* ¹	基準Ⅲ* ²	地区名	対象地区等
湯川	21.4	(6, 19.2)	23.5	豊昇	湯川流域付近の久能地区の一部
繰矢川	7.1	—	7.8	塩野、馬瀬口	繰矢川流域付近の塩野、馬瀬口地区の一部
濁川	5.5	—	6.1	清万、三ツ谷、馬瀬口、小田井	清万、三ツ谷、馬瀬口、小田井地区の一部

*¹（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*²洪水警報の流域雨量指数雨基準値を大きく超過した基準

(2) 避難情報の判断基準

流域雨量指数の予測値（洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）を含む）、実況雨量や予測雨量、降雨の状況、現地情報などから判断して避難情報を発令する。

発令区分ごとの発令基準は以下のとおり（いずれかに該当する場合）

発令区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 洪水警報が発表されるとともに、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤色）」（警戒レベル3相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準Ⅱ（赤色又は橙色）に到達する場合） 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫色）」（警戒レベル4相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準Ⅲ（紫色）に到達する場合） 異常な漏水・侵食等が発見された場合 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想され

	<p>る場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4. 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>【災害が切迫】</p> <p>1. 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>2. 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>【災害発生を確認】</p> <p>3. 決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告、湯川監視カメラ（広戸橋）により把握できた場合）</p>

(3) 発令した避難情報の解除の考え方

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数基準の予測値が下降傾向である場合を基本とし、また、水位が十分に下がっている状況等を確認し、解除する。その際、各避難情報を段階的に下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除することを基本とする。また、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域においては、警戒レベル5緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令する。

(4) ため池にかかる避難情報の発令基準

(2) に準じて判断する。

(5) 避難情報の伝達

避難情報を伝達する際は、河川の氾濫等が広い範囲に及ぶ場合は防災行政無線等を使用する。また、家屋等の特定ができる場合は、個別にお知らせする。

ア 避難指示等の伝達文の例

<p>【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <p>緊急放送！緊急放送！こちらは、防災御代田町です。</p> <p>〇〇川が増水し、氾濫するおそれがあるため、</p> <p>〇〇地区に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。</p> <p>〇〇地区で川沿いにお住いのお年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方やその支援者の方は、避難場所である〇〇もしくは、安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</p> <p>それ以外の方も、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</p>

【警戒レベル4】避難指示

緊急放送！緊急放送！こちらは、防災御代田町です。

〇〇川が増水し、氾濫するおそれが高まったため、

〇〇地区に警戒レベル4、避難指示を発令しました。

避難場所である〇〇もしくは、安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

ただし、避難場所等への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

【警戒レベル5】緊急安全確保

緊急放送！緊急放送！こちらは、防災御代田町です。

〇〇地区に〇〇川に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

〇〇川から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。

〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

避難場所への移動が困難な場合は、自宅や近くの建物で高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(注 命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)

6 土砂災害

(1) 避難すべき地域

当町で土砂災害の発生により居住者等の生命、身体及び財産に生ずる被害を発生させる現象は、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）とがけ崩れ（急傾斜地の崩壊、傾斜のある土地が崩落する自然現象）となる。

これらの現象により、避難に関する情報で立ち退き避難が必要な区域は、気象庁ホームページの土砂キキクル（危険度分布）又は長野県河川砂防情報ステーションの「土砂災害危険度メッシュ」において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所に指定されている区域を基本とし、その他の場所については、現地確認の状況により判断する。避難に関する情報の発令単位は、区・集落等单位とし、この地域に存在する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所の居住者等が立ち退き避難の対象となる。

なお、避難場所等は「3 避難所の開設・運営方針と対応」に基づき開設し、避難場所の収容人員を見ながら、適切に開設する。

避難情報の発令単位 (区・集落等)	指定緊急避難場所	指定避難所	災害の種類	備考
塩野区	御代田北小学校体育館 (JA 佐久浅間小沼支所) ※	やまゆり体育館 塩野地区世代間交流センター	土石流 がけ崩れ	土砂災害防災マップ①
清万区	御代田北小学校体育館 清万地区世代間交流センター	清万地区世代間交流センター	土石流	土砂災害防災マップ①
一里塚区	御代田北小学校体育館 一里塚地区世代間交流センター	一里塚地区世代間交流センター	土石流 がけ崩れ	土砂災害防災マップ①
馬瀬口区	御代田北小学校体育館 馬瀬口創作館	馬瀬口創作館	がけ崩れ	土砂災害防災マップ②
三ツ谷区	御代田北小学校体育館 三ツ谷地区世代間交流センター	三ツ谷地区世代間交流センター	がけ崩れ	土砂災害防災マップ②
栄町1区	御代田中学校体育館 栄町公民館	栄町公民館	がけ崩れ	土砂災害防災マップ②
栄町2区	御代田中学校体育館 栄町公民館	栄町公民館	がけ崩れ	土砂災害防災マップ②
栄町2区 (桜ヶ丘)	御代田中学校体育館 エコールみよた	エコールみよた	がけ崩れ	土砂災害防災マップ②
栄町2区	御代田南小学校体育館	栄町公民館	がけ崩れ	土砂災害防災

(大林)	栄町公民館			マップ②
荒町区	御代田中学校体育館 荒町公民館	荒町公民館	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ②
児玉区	御代田南小学校体育館 児玉地区世代間 交流センター	児玉地区世代間 交流センター	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ③
平和台区	御代田中学校体育館 平和台公民館	平和台公民館	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ③
西軽井沢区	御代田中学校体育館 西軽井沢公民館	西軽井沢公民館	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ②
上宿区	御代田中学校体育館 上宿公民館	上宿公民館	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ③
小田井区	御代田中学校体育館 小田井地区世代間 交流センター	小田井地区世代間 交流センター	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ③
向原区	御代田南小学校体育館 向原地区世代間 交流センター	向原地区世代間 交流センター	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ②
草越区	御代田南小学校体育館 (JA 佐久浅間草越 資材置き場) ※	草越公民館 (JA 佐久浅間草越 資材置き場) ※	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ④
広戸区	御代田南小学校体育館 広戸地区世代間 交流センター	広戸地区世代間 交流センター	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ④
豊昇区 (久能、 森泉郷)	御代田南小学校体育館	豊昇地区世代間 交流センター 豊昇園	土石流 がけ崩れ	土砂災害防災 マップ④
豊昇区 (梨沢)	御代田南小学校体育館 ※梨沢地区は土砂災害 警戒区域等に該当する 住宅等は少ないが周辺 が崩れると孤立の可能 性があることから、慎重 に検討する。	豊昇地区世代間 交流センター 豊昇園	土石流 がけ崩れ	土砂災害防災 マップ④
面替区	御代田南小学校体育館 クラインガルテン交流 施設	面替公民館	土石流 がけ崩れ	土砂災害防災 マップ③

※かっこ内については、災害協定を結んでいる施設。

(2) 避難情報の発令基準

避難情報の発令については、次表の基準のいずれかに該当する場合に判断し、決定する。また、判断に迷う際は国・長野県の土砂災害等の担当者に助言を求め、態度決定する。

発令区分	発 令 基 準	対象となる区域
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合。 数時間後に避難経路等の事前通行規制等で避難経路の安全な通行が困難となる場合。 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など） （夕刻時点で発令） 	<p>基準を満たした地域（格子内（CLラインが設定されている1km四方メッシュ内））の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となるような暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退 	<p>高齢者等避難と同様</p>

	き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令)	
	5. 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合（土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく警戒レベル4 避難指示の対象区域とする必要がある。）	現象を発見した箇所付近
【警戒レベル5】 緊急安全確保	【災害が切迫】 1. 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）で「極めて危険（濃い紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）となった場合	高齢者等避難と同様
	【災害発生を確認】 1. 土砂災害が発生した場合	発生箇所付近の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(3) 土砂災害の前兆現象例

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山斜面がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目がみえる ・がけからは小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったたりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水に流木が混じりだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 		<ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く

聴覚	<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする
嗅覚	<ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする 		

(注) 上記のほか、地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

(4) 避難が必要な状況が夜間・未明になった場合

基本的に夜間・未明であっても、躊躇することなく避難情報を発令する。

(5) 発令した避難情報の解除の考え方

発令した避難情報の解除については、町への土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とし解除する。ただし、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。この際、町は国・長野県の担当者に助言を求めることを検討する。

なお、各避難情報を段階的に下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除することを基本とする。また、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域（例：引き続き土砂災害発生のおそれがあるため家屋に戻るべきではない等の地域）においては、警戒レベル5緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令する。

(6) 避難情報の伝達

ア 避難指示等の情報を住民に伝達する主な手段

- 防災行政無線による放送（同報系屋外拡声子局、戸別受信機）
- みよたメール配信サービスによる情報配信
- 町ホームページへの掲載
- SNSによる情報発信
- 緊急速報エリアメールによる情報配信
- 広報車・消防団車両による放送
- 西軽井沢ケーブルテレビへの依頼（電話・FAX）
- FM軽井沢への依頼（電話・FAX）
- 区長への連絡（電話）
- 担当課による町内中学校、小学校、保育園、幼稚園、児童館への連絡（電話・FAX等）
- 消防団、警察、自主防災組織（自治会）、近隣住民等による直接的な声かけ

イ 要配慮者、避難支援等関係者への伝達

要配慮者の迅速・確実な避難を行うため、町が作成した避難行動要支援者名簿等の活用を図るとともに佐久警察署、社会福祉協議会、民生児童委員等の避難支援等関係者への情報伝達を確実にを行い、避難誘導の支援を実施する。

ウ 要配慮者利用施設の施設管理者への伝達

土砂災害防止法に基づき、町地域防災計画へ施設名、所在地が記載された要配慮者利用施設の施設管理者等は、町からの洪水予報等の伝達方法を定め、避難確保計画の作成・公表等が義務付けられている。町は要配慮者利用施設の作成した避難確保計画に定められた避難指示等の伝達方法に基づき、情報伝達を行う。

エ 県及び関係機関への伝達

避難指示等を発令したときは、町は長野県へその旨を報告するものとする。また、佐久広域連合消防本部、佐久警察署等の関係機関にも情報伝達するものとする。

オ 避難指示等の伝達文の例

【警戒レベル3】高齢者等避難

緊急放送！緊急放送！

こちらは、防災御代田町です。

土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

〇〇地区の土砂災害警戒区域等にいる、お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方、崖付近や沢沿いにお住まいの方については、避難場所である〇〇もしくは、安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

それ以外の方は、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、危険を感じた場合は、自主的に避難をしてください。

【警戒レベル4】避難指示

緊急放送！緊急放送！

こちらは、防災御代田町です。

土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

〇〇地区の土砂災害警戒区域等にいる方は、避難場所である〇〇もしくは、安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。※

(※警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により、夜間・未明に警戒レベル4「避難指示」を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。)

【警戒レベル5】緊急安全確保

【土砂災害発生が切迫している状況】

緊急放送！緊急放送！

こちらは、防災御代田町です。

大雨特別警報が発表され、〇〇地区では土砂災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【土砂災害発生を確認した状況】

緊急放送！緊急放送！

こちらは、防災御代田町です。

〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。(注)

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

(注) 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、「警戒レベル5緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。